居 宅 介 護 支 援 契 約 書

第1条（居宅介護支援の目的）

済生会かながわ訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（サービス内容）

事業者が利用者に対し提供するサービスは次のとおりとし、本契約書に定めるものの他、別添重要事項説明書に定める内容に基づきサービスを提供するものとします。

(1) 居宅サービス計画の作成
(2) サービス事業者との連絡調整
(3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
(4) 市区町村への連絡・調整等
(5) 介護保険施設等の情報提供

第3条（契約期間）

この契約の契約期間は、＿＿年＿＿月＿＿日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、介護保険更新後の契約は自動更新とさせて頂きます。

第4条（居宅介護支援の担当者）

1　事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
2　事業者は、担当者を選任、又は変更する場合は利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議の上、行います。
3　事業者は、担当者に対し専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。
4　事業者は、担当者に身分証を常に携帯させ、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

第5条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2　事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

1　事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面及び電子計算機等により記録し、利用者に説明のうえ給付管理票を提出します。

2　事業者は、「居宅サービス共通記録書」等の記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

第7条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、1週間以上の予告期間をもって、契約をいつでも解約することができます。

第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者または家族からの暴力・暴言・ハラスメント等の不信行為が著しく契約を継続することが困難になった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

1　次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一. 第3条の契約の有効期間が満了したとき

二. 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

三. 第8条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

四. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき

(一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院または利用者都合により、3か月以上サービスが何も入らなかった場合

(二) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合

(三) 利用者が死亡した場合

(四) その他、居宅介護支援事業の継続が困難となった場合

2　事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援援事業者等への関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整等を行うものとします。

第１０条（損害賠償）

1　事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

2　事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

3　事業者は、飼育中のペットに噛まれた場合など、治療費等をご請求させていただく場合があります。訪問の際は、ゲージや居室以外の部屋へ保護する等ご協力をお願いします。

第１１条（秘密保持）

1　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2　あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第１２条（苦情対応）

1　利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3　事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをしません。

第１３条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

利用者及び事業者は、本契約書及び約款の内容について、双方ともに確認し合意のうえ居宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、各自記名の上、各自その一通を保有することとします。

年　　月　　日

（利用者）

利　用　者　　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人又は立会人　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご本人との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者）

住　　所　　横浜市神奈川区西神奈川１－１３－１０

事業所名　　済生会かながわ訪問看護ステーション

管 理 者　　萩守　恵美　　印

電　　話　　０４５－５３４－３４７５